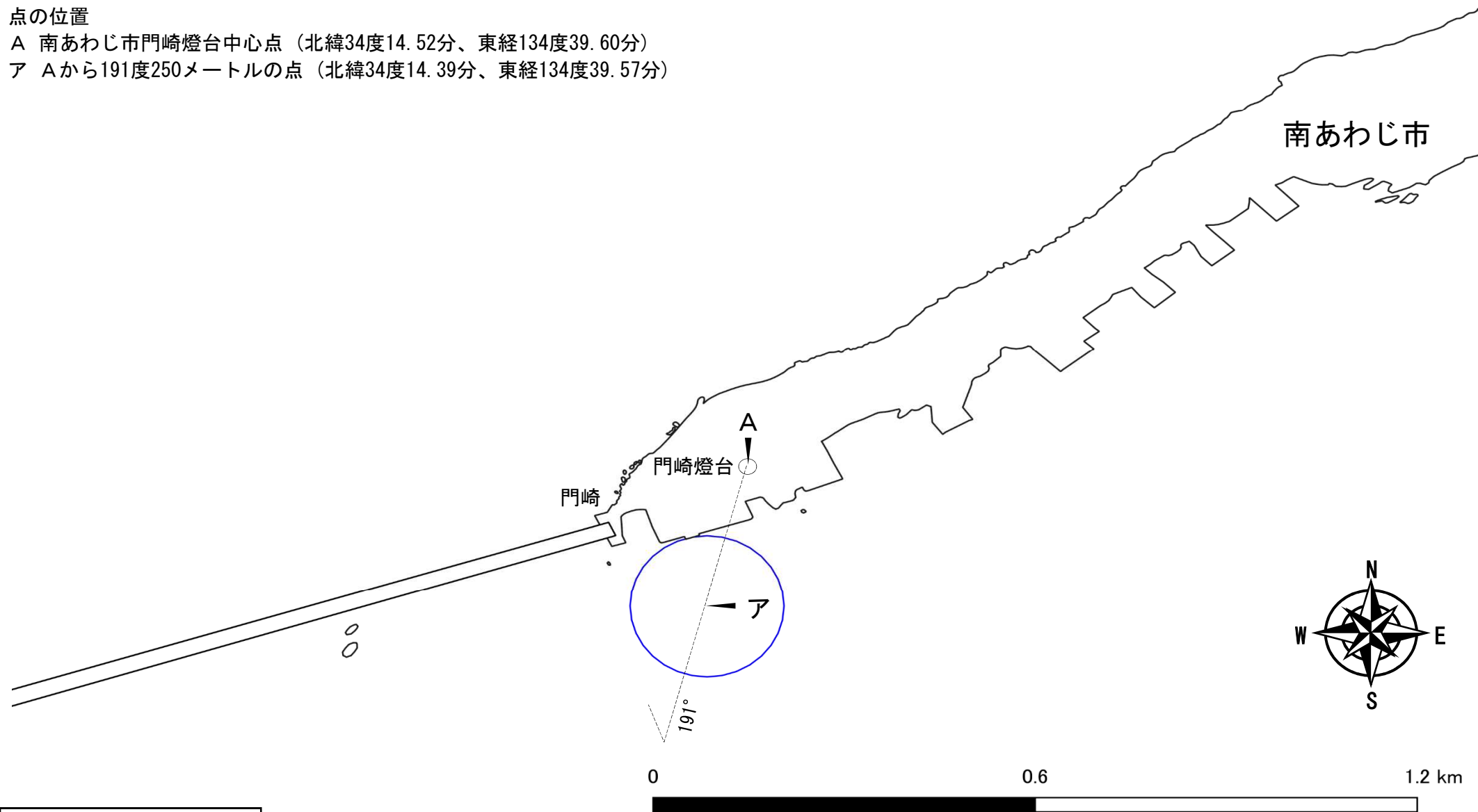


免許番号 共第139号
漁場の位置 南あわじ市福良門崎南岸地先
漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

A 南あわじ市門崎燈台中心点（北緯34度14.52分、東経134度39.60分）
ア Aから191度250メートルの点（北緯34度14.39分、東経134度39.57分）



令和5年9月1日 免許
共第139号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第139号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	南あわじ市福良丙28番地 福良漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		